

「地方独立行政法人会計基準」及び「注解」の改訂案 新旧対照表

資料3

地方独立行政法人会計基準及び注解（一般型）		（参考）独立行政法人会計基準及び注解	
現行	改訂案	改訂前	改訂後
<p>1. 金融商品の時価等の開示に関する注記 2. 賃貸等不動産の時価等の開示に関する注記</p>			
<p>第77 注記 1 (省略) 2 重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載するものとする。その他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。 (注47) (注48) (注49) <u>(新設)</u>  <u>(新設)</u></p>	<p>第78 注記 1 (省略) 2 重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載するものとする。その他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。 (注50) (注51) (注52) (注53) (注54) <u>&lt;注53&gt;金融商品の時価等に関する注記</u> <u>保有する金融商品については、期末の時価等について注記する。</u> <u>&lt;注54&gt;賃貸等不動産の時価等に関する注記</u> <u>賃貸等不動産を保有している場合には、期末の時価等について注記する。</u></p>	<p>第79 注記 1 (省略) 2 重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載するものとする。その他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。 (注51) (注52) (注53) (注54) <u>(新設)</u>  <u>(新設)</u></p>	<p>第80 注記 1 (省略) 2 重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載するものとする。その他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。 (注54) (注55) (注56) (注57) (注58) (注59) <u>&lt;注58&gt;金融商品の時価等に関する注記</u> <u>保有する金融商品については、期末の時価等について注記する。</u> <u>&lt;注59&gt;賃貸等不動産の時価等に関する注記</u> <u>賃貸等不動産を保有している場合には、期末の時価等について注記する。</u></p>
<p>3. 資産除去債務の会計処理</p>			
<p>第15 固定負債 次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。 (注9) <u>(新設)</u>  (8) その他の負債で流動負債に属しないもの</p>	<p>第15 固定負債 次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。 (注9) (8) <u>資産除去債務。ただし、流動負債として計上されるものを除く。</u> (9) その他の負債で流動負債に属しないもの</p>	<p>第16 固定負債 次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。 (注9) <u>(新設)</u>  (9) その他の負債で流動負債に属しないもの</p>	<p>第16 固定負債 次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。 (注9) (9) <u>資産除去債務。ただし、流動負債として計上されるものを除く。</u> (10) その他の負債で流動負債に属しないもの</p>
<p>第16 流動負債 次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。 (注9) (1)～(13) (省略) <u>(新設)</u>  (13) その他の負債で一年以内に支払又は返済されると認められるもの</p>	<p>第16 流動負債 次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。 (注9) (1)～(12) (省略) (13) <u>資産除去債務で一年以内に履行が見込まれるもの</u> <u>の</u> (14) その他の負債で一年以内に支払又は返済されると認められるもの</p>	<p>第15 流動負債 次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。 (注9) (1)～(13) (省略) <u>(新設)</u>  (14) その他の負債で一年以内に支払又は返済されると認められるもの</p>	<p>第15 流動負債 次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。 (注9) (1)～(13) (省略) (14) <u>資産除去債務で一年以内に履行が見込まれるもの</u> <u>の</u> (15) その他の負債で一年以内に支払又は返済されると認められるもの</p>
<p>第20 費用の定義 &lt;注13&gt; 地方独立行政法人の費用の定義から除かれる事例について</p>	<p>第20 費用の定義 &lt;注13&gt; 地方独立行政法人の費用の定義から除かれる事例について</p>	<p>第20 費用の定義 &lt;注14&gt; 独立行政法人の費用の定義から除かれる事例について</p>	<p>第20 費用の定義 &lt;注14&gt; 独立行政法人の費用の定義から除かれる事例について</p>

地方独立行政法人会計基準及び注解（一般型）		（参考）独立行政法人会計基準及び注解	
現行	改訂案	改訂前	改訂後
<p>資本取引として地方独立行政法人の費用から除外されるものの例は、以下のとおり。</p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>資本取引として地方独立行政法人の費用から除外されるものの例は、以下のとおり。</p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p>(4) 「第88 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額</p>	<p>資本取引として独立行政法人の費用から除外されるものの例は、以下のとおり。</p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>資本取引として独立行政法人の費用から除外されるものの例は、以下のとおり。</p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p>(4) 「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額</p>
<p>第24 行政サービス実施コスト</p> <p>次に掲げるコストは、行政サービス実施コストに属するものとする。</p> <p>(1)～(6)（省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第24 行政サービス実施コスト</p> <p>次に掲げるコストは、行政サービス実施コストに属するものとする。</p> <p>(1)～(6)（省略）</p> <p>(7) 「第88 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額</p>	<p>第24 行政サービス実施コスト</p> <p>次に掲げるコストは、行政サービス実施コストに属するものとする。</p> <p>(1)～(6)（省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第24 行政サービス実施コスト</p> <p>次に掲げるコストは、行政サービス実施コストに属するものとする。</p> <p>(1)～(6)（省略）</p> <p>(7) 「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額</p>
<p>（新設）</p>	<p>第37 資産除去債務に係る会計処理</p> <p>1 資産除去債務は、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって発生した時に負債として計上する。なお、資産除去債務の発生時に、当該債務の金額を合理的に見積もることができない場合には、これを計上せず、当該債務額を合理的に見積もることができるようになった時点で負債として計上するものとする。（注32）（注33）（注34）</p> <p>2 資産除去債務はそれが発生した時に、有形固定資産の除去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、割引後の金額（割引価値）で算定する。</p> <p>3 資産除去債務に対応する除去費用は、資産除去債務を負債として計上した時に、当該負債の計上額と同額を、関連する有形固定資産の帳簿価額に加える。資産計上された資産除去債務に対応する除去費用は、減価償却を通じて、当該有形固定資産の残存耐用年数にわたり、各期に費用配分するものとする。</p> <p>4 時の経過による資産除去債務の調整額は、その発生時の費用として処理する。当該調整額は、期首の負債の帳簿価額に当初負債計上時の割引率を乗じて算定するものとする。</p>	<p>（新設）</p>	<p>第39 資産除去債務に係る会計処理</p> <p>1 資産除去債務は、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって発生した時に負債として計上する。なお、資産除去債務の発生時に、当該債務の金額を合理的に見積もることができない場合には、これを計上せず、当該債務額を合理的に見積もることができるようになった時点で負債として計上するものとする。（注36）（注37）（注38）</p> <p>2 資産除去債務はそれが発生した時に、有形固定資産の除去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、割引後の金額（割引価値）で算定する。</p> <p>3 資産除去債務に対応する除去費用は、資産除去債務を負債として計上した時に、当該負債の計上額と同額を、関連する有形固定資産の帳簿価額に加える。資産計上された資産除去債務に対応する除去費用は、減価償却を通じて、当該有形固定資産の残存耐用年数にわたり、各期に費用配分するものとする。</p> <p>4 時の経過による資産除去債務の調整額は、その発生時の費用として処理する。当該調整額は、期首の負債の帳簿価額に当初負債計上時の割引率を乗じて算定するものとする。</p>

地方独立行政法人会計基準及び注解（一般型）		（参考）独立行政法人会計基準及び注解	
現行	改訂案	改訂前	改訂後
	<p>&lt;注32&gt;資産除去債務について</p> <p>1 資産除去債務とは、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものをいう。この場合の法律上の義務及びそれに準ずるものには、有形固定資産を除去する義務のほか、有形固定資産の除去そのものは義務でなくとも、有形固定資産を除去する際に当該有形固定資産に使用されている有害物質等を法律等の要求による特別の方法で除去するという義務も含まれる。</p> <p>2 有形固定資産の除去とは、有形固定資産を用役提供から除外することをいう（一時的に除外する場合を除く。）。除去の具体的な態様としては、売却、廃棄、リサイクルその他の方法による処分等が含まれるが、転用や用途変更は含まれない。</p> <p>&lt;注33&gt;除去費用等の損益計算書上の表示について</p> <p>1 資産計上された資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額は、当該資産除去債務に関連する有形固定資産の減価償却費と同じ区分に含めて計上する。</p> <p>2 資産除去債務の履行時に認識される資産除去債務残高と資産除去債務の決済のために実際に支払われた額との差額は、原則として、当該資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額と同じ区分に含めて計上する。</p> <p>&lt;注34&gt;資産除去債務に係る注記について</p> <p>資産除去債務の会計処理に関連して、次の事項を注記する。</p> <p>(1) 資産除去債務の内容についての簡潔な説明</p> <p>(2) 支出発生までの見込期間、適用した割引率等の前提条件</p> <p>(3) 資産除去債務の総額の期中における増減内容</p> <p>(4) 資産除去債務の見積りを変更したときは、その変更の概要及び影響額</p>		<p>&lt;注36&gt;資産除去債務について</p> <p>1 資産除去債務とは、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものをいう。この場合の法律上の義務及びそれに準ずるものには、有形固定資産を除去する義務のほか、有形固定資産の除去そのものは義務でなくとも、有形固定資産を除去する際に当該有形固定資産に使用されている有害物質等を法律等の要求による特別の方法で除去するという義務も含まれる。</p> <p>2 有形固定資産の除去とは、有形固定資産を用役提供から除外することをいう（一時的に除外する場合を除く。）。除去の具体的な態様としては、売却、廃棄、リサイクルその他の方法による処分等が含まれるが、転用や用途変更は含まれない。</p> <p>&lt;注37&gt;除去費用等の損益計算書上の表示について</p> <p>1 資産計上された資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額は、当該資産除去債務に関連する有形固定資産の減価償却費と同じ区分に含めて計上する。</p> <p>2 資産除去債務の履行時に認識される資産除去債務残高と資産除去債務の決済のために実際に支払われた額との差額は、原則として、当該資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額と同じ区分に含めて計上する。</p> <p>&lt;注38&gt;資産除去債務に係る注記について</p> <p>資産除去債務の会計処理に関連して、次の事項を注記する。</p> <p>(1) 資産除去債務の内容についての簡潔な説明</p> <p>(2) 支出発生までの見込期間、適用した割引率等の前提条件</p> <p>(3) 資産除去債務の総額の期中における増減内容</p> <p>(4) 資産除去債務の見積りを変更したときは、その変更の概要及び影響額</p>

地方独立行政法人会計基準及び注解（一般型）		（参考）独立行政法人会計基準及び注解	
現行	改訂案	改訂前	改訂後
	(5) <u>資産除去債務は発生しているが、その債務を合理的に見積もることができないため、貸借対照表に資産除去債務を計上していない場合には、当該資産除去債務の概要、合理的に見積もることができない旨及びその理由</u>		(5) <u>資産除去債務は発生しているが、その債務を合理的に見積もることができないため、貸借対照表に資産除去債務を計上していない場合には、当該資産除去債務の概要、合理的に見積もることができない旨及びその理由</u>
<p>第54 負債の表示項目</p> <p>1 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(9) その他</p> <p>2 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。</p> <p>(1)～(15) (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(16)</u> その他</p>	<p>第55 負債の表示項目</p> <p>1 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (省略)</p> <p>(9) <u>資産除去債務</u></p> <p>(10) その他</p> <p>2 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。</p> <p>(1)～(15) (省略)</p> <p><u>(16)</u> 資産除去債務</p> <p><u>(17)</u> その他</p>	<p>第56 負債の表示項目</p> <p>1 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。</p> <p>(1)～(14) (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(15) その他</p> <p>2 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(8)</u> その他</p>	<p>第57 負債の表示項目</p> <p>1 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。</p> <p>(1)～(14) (省略)</p> <p>(15) <u>資産除去債務</u></p> <p>(16) その他</p> <p>2 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p><u>(8)</u> 資産除去債務</p> <p><u>(9)</u> その他</p>
<p>第55 純資産の表示項目</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 資本剰余金は、資本剰余金の総額を表示するとともに、「第84 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の損益外減価償却相当額の累計額又は損益外減損損失相当額の累計額を、それぞれ損益外減価償却累計額又は損益外減損損失累計額として控除して表示しなければならない。(以下省略)</p>	<p>第56 純資産の表示項目</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 資本剰余金は、資本剰余金の総額を表示するとともに、「第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の損益外減価償却相当額の累計額又は損益外減損損失相当額の累計額及び「第88 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る損益外減価償却相当額の累計額及び損益外利息費用相当額の累計額を、それぞれ損益外減価償却累計額、損益外減損損失累計額及び損益外利息費用累計額として控除して表示しなければならない。(以下省略)</p>	<p>第57 純資産の表示項目</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 資本剰余金は、資本剰余金の総額を表示するとともに、「第86 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の損益外減価償却相当額の累計額又は損益外減損損失相当額の累計額を、それぞれ損益外減価償却累計額又は損益外減損損失累計額として控除して表示しなければならない。(注40)</p> <p>(以下省略)</p>	<p>第58 純資産の表示項目</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 資本剰余金は、資本剰余金の総額を表示するとともに、「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の損益外減価償却相当額の累計額又は損益外減損損失相当額の累計額及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る損益外減価償却相当額の累計額及び損益外利息費用相当額の累計額を、それぞれ損益外減価償却累計額、損益外減損損失累計額及び損益外利息費用累計額として控除して表示しなければならない。(注43)</p> <p>(以下省略)</p>

地方独立行政法人会計基準及び注解（一般型）		（参考）独立行政法人会計基準及び注解	
現行	改訂案	改訂前	改訂後
<p>第58 貸借対照表の様式</p> <p>1 貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p>負債の部</p> <p>I 固定負債</p> <p>.....</p> <p>引当金</p> <p>退職給付引当金</p> <p>追加退職給付引当金</p> <p>(何)引当金</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>II 流動負債</p> <p>.....</p> <p>引当金</p> <p>(何)引当金</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>純資産の部</p> <p>II 資本剰余金</p> <p>資本剰余金</p> <p>損益外減価償却累計額(一)</p> <p>損益外減損損失累計額(一)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>資本剰余金合計</p> <p>2 公立大学法人の貸借対照表の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>I 固定負債</p> <p>.....</p> <p>引当金</p> <p>退職給付引当金</p> <p>追加退職給付引当金</p> <p>(何)引当金</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>II 流動負債</p> <p>.....</p> <p>引当金</p> <p>(何)引当金</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第59 貸借対照表の様式</p> <p>1 貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p>負債の部</p> <p>I 固定負債</p> <p>.....</p> <p>引当金</p> <p>退職給付引当金</p> <p>追加退職給付引当金</p> <p>(何)引当金</p> <p><u>資産除去債務</u></p> <p>II 流動負債</p> <p>.....</p> <p>引当金</p> <p>(何)引当金</p> <p><u>資産除去債務</u></p> <p>純資産の部</p> <p>II 資本剰余金</p> <p>資本剰余金</p> <p>損益外減価償却累計額(一)</p> <p>損益外減損損失累計額(一)</p> <p><u>損益外利息費用累計額(一)</u></p> <p>資本剰余金合計</p> <p>2 公立大学法人の貸借対照表の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>I 固定負債</p> <p>.....</p> <p>引当金</p> <p>退職給付引当金</p> <p>追加退職給付引当金</p> <p>(何)引当金</p> <p><u>資産除去債務</u></p> <p>II 流動負債</p> <p>.....</p> <p>引当金</p> <p>(何)引当金</p> <p><u>資産除去債務</u></p>	<p>第58 貸借対照表の様式</p> <p>負債の部</p> <p>I 流動負債</p> <p>.....</p> <p>引当金</p> <p>(何)引当金</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>II 固定負債</p> <p>.....</p> <p>引当金</p> <p>退職給付引当金</p> <p>追加退職給付引当金</p> <p>(何)引当金</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>純資産の部</p> <p>II 資本剰余金</p> <p>資本剰余金</p> <p>損益外減価償却累計額(一)</p> <p>損益外減損損失累計額(一)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>民間出えん金</p> <p>資本剰余金合計</p>	<p>第59 貸借対照表の様式</p> <p>負債の部</p> <p>I 流動負債</p> <p>.....</p> <p>引当金</p> <p>(何)引当金</p> <p><u>資産除去債務</u></p> <p>II 固定負債</p> <p>.....</p> <p>引当金</p> <p>退職給付引当金</p> <p>追加退職給付引当金</p> <p>(何)引当金</p> <p><u>資産除去債務</u></p> <p>純資産の部</p> <p>II 資本剰余金</p> <p>資本剰余金</p> <p>損益外減価償却累計額(一)</p> <p>損益外減損損失累計額(一)</p> <p><u>損益外利息費用累計額(一)</u></p> <p>民間出えん金</p> <p>資本剰余金合計</p>

地方独立行政法人会計基準及び注解（一般型）		（参考）独立行政法人会計基準及び注解	
現行	改訂案	改訂前	改訂後
純資産の部 II 資本剰余金 資本剰余金 損益外減価償却累計額(一) 損益外減損損失累計額(一) <u>(新設)</u> 資本剰余金合計	純資産の部 II 資本剰余金 資本剰余金 損益外減価償却累計額(一) 損益外減損損失累計額(一) <u>損益外利息費用累計額(一)</u> 資本剰余金合計		
第64 表示区分 <注41>投資活動によるキャッシュ・フローの区分について 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。 (1)～(6) (省略) <u>(新設)</u> (7) 利息及び配当金の受取額(公立大学法人に限る。)	第65 表示区分 <注44>投資活動によるキャッシュ・フローの区分について 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。 (1)～(6) (省略) <u>(7) 資産除去債務の履行による支出</u> (8) 利息及び配当金の受取額(公立大学法人に限る。)	第66 表示区分 <注45>投資活動によるキャッシュ・フローの区分について 1 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。 (1)～(6) (省略) <u>(新設)</u> 2 (省略)	第67 表示区分 <注48>投資活動によるキャッシュ・フローの区分について 1 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。 (1)～(6) (省略) <u>(7) 資産除去債務の履行による支出</u> 2 (省略)
第66 キャッシュ・フロー計算書の様式 1 キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。 II 投資活動によるキャッシュ・フロー ..... 施設費の精算による返還金の支出 <u>(新設)</u> 2 公立大学法人のキャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。 II 投資活動によるキャッシュ・フロー ..... 施設費の精算による返還金の支出 <u>(新設)</u>	第67 キャッシュ・フロー計算書の様式 1 キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。 II 投資活動によるキャッシュ・フロー ..... 施設費の精算による返還金の支出 <u>資産除去債務の履行による支出</u> 2 公立大学法人のキャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。 II 投資活動によるキャッシュ・フロー ..... 施設費の精算による返還金の支出 <u>資産除去債務の履行による支出</u>	第68 キャッシュ・フロー計算書の様式 II 投資活動によるキャッシュ・フロー ..... 施設費の精算による返還金の支出 <u>(新設)</u>	第69 キャッシュ・フロー計算書の様式 II 投資活動によるキャッシュ・フロー ..... 施設費の精算による返還金の支出 <u>資産除去債務の履行による支出</u>
第67 注記事項 <注44>重要な非資金取引について キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。 (1)～(4) (省略) <u>(新設)</u>	第68 注記事項 <注47>重要な非資金取引について キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。 (1)～(4) (省略) <u>(5) 重要な資産除去債務の計上</u>	第69 注記事項 <注48>重要な非資金取引について キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。 (1)～(3) (省略) <u>(新設)</u>	第70 注記事項 <注51>重要な非資金取引について キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。 (1)～(3) (省略) <u>(4) 重要な資産除去債務の計上</u>

地方独立行政法人会計基準及び注解（一般型）		（参考）独立行政法人会計基準及び注解	
現行	改訂案	改訂前	改訂後
<p>第73 表示区分</p> <p>1 行政サービス実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、引当外賞与見積額、引当外退職給付増加見積額、機会費用及び（控除）設立団体納付額に区分して表示しなければならない。 （以下省略）</p>	<p>第74 表示区分</p> <p>1 行政サービス実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、<u>損益外利息費用相当額</u>、引当外賞与見積額、引当外退職給付増加見積額、機会費用及び（控除）設立団体納付額に区分して表示しなければならない。 （以下省略）</p>	<p>第75 表示区分</p> <p>1 行政サービス実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、引当外賞与見積額、引当外退職給付増加見積額、機会費用、（控除）法人税等及び国庫納付額に区分して表示しなければならない。 （以下省略）</p>	<p>第76 表示区分</p> <p>1 行政サービス実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、<u>損益外利息費用相当額</u>、引当外賞与見積額、引当外退職給付増加見積額、機会費用、（控除）法人税等及び国庫納付額に区分して表示しなければならない。 （以下省略）</p>
<p>第74 行政サービス実施コスト計算書の様式</p> <p>1 行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p>I 業務費用 .....</p> <p>II 損益外減価償却相当額</p> <p>III 損益外減損損失相当額 <u>（新設）</u></p> <p>IV 引当外賞与見積額</p> <p>V 引当外退職給付増加見積額</p> <p>VI 機会費用</p> <p>VII （控除）設立団体納付額</p> <p>VIII 行政サービス実施コスト</p> <p>2 公立大学法人の行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>I 業務費用 .....</p> <p>II 損益外減価償却相当額</p> <p>III 損益外減損損失相当額 <u>（新設）</u></p> <p>IV 引当外賞与見積額</p> <p>V 引当外退職給付増加見積額</p> <p>VI 機会費用</p> <p>VII （控除）設立団体納付額</p> <p>VIII 行政サービス実施コスト</p>	<p>第75 行政サービス実施コスト計算書の様式</p> <p>1 行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p>I 業務費用 .....</p> <p>II 損益外減価償却相当額</p> <p>III 損益外減損損失相当額</p> <p>IV <u>損益外利息費用相当額</u></p> <p>V 引当外賞与見積額</p> <p>VI 引当外退職給付増加見積額</p> <p>VII 機会費用</p> <p>VIII （控除）設立団体納付額</p> <p>IX 行政サービス実施コスト</p> <p>2 公立大学法人の行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>I 業務費用 .....</p> <p>II 損益外減価償却相当額</p> <p>III 損益外減損損失相当額</p> <p>IV <u>損益外利息費用相当額</u></p> <p>V 引当外賞与見積額</p> <p>VI 引当外退職給付増加見積額</p> <p>VII 機会費用</p> <p>VIII （控除）設立団体納付額</p> <p>IX 行政サービス実施コスト</p>	<p>第76 行政サービス実施コスト計算書の様式</p> <p>I 業務費用 .....</p> <p>II 損益外減価償却相当額</p> <p>III 損益外減損損失相当額 <u>（新設）</u></p> <p>IV 引当外賞与見積額</p> <p>V 引当外退職給付増加見積額</p> <p>VI 機会費用</p> <p>VII （控除）法人税等及び国庫納付額</p> <p>VIII 行政サービス実施コスト</p>	<p>第77 行政サービス実施コスト計算書の様式</p> <p>I 業務費用 .....</p> <p>II 損益外減価償却相当額</p> <p>III 損益外減損損失相当額</p> <p>IV <u>損益外利息費用相当額</u></p> <p>V 引当外賞与見積額</p> <p>VI 引当外退職給付増加見積額</p> <p>VII 機会費用</p> <p>VIII （控除）法人税等及び国庫納付額</p> <p>IX 行政サービス実施コスト</p>
<p>第75 注記事項</p> <p>&lt;注45&gt;機会費用計算の注記について (1)（省略）</p>	<p>第76 注記事項</p> <p>&lt;注48&gt;機会費用計算の注記について (1)（省略）</p>	<p>第77 注記事項</p> <p>&lt;注49&gt;機会費用計算の注記について (1)（省略）</p>	<p>第78 注記事項</p> <p>&lt;注52&gt;機会費用計算の注記について (1)（省略）</p>

地方独立行政法人会計基準及び注解（一般型）		（参考）独立行政法人会計基準及び注解	
現行	改訂案	改訂前	改訂後
<p>(2) 地方公共団体出資の機会費用は、資本金のうち地方公共団体出資金の合計額に「第78 運営費交付金の会計処理」、「第79 施設費の会計処理」及び「第80 補助金等の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、「第84 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却累計額(目的積立金を財源として取得した償却資産に係る損益外減価償却累計額を除く。)、損益外減損失累計額を控除した地方公共団体出資等の純額に一定の利率を乗じて計算する。(以下省略)</p>	<p>(2) 地方公共団体出資の機会費用は、資本金のうち地方公共団体出資金の合計額に「第79 運営費交付金の会計処理」、「第80 施設費の会計処理」及び「第81 補助金等の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、「第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却累計額(目的積立金を財源として取得した償却資産に係る損益外減価償却累計額を除く。)、損益外減損失累計額及び「第88 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却累計額及び損益外利息費用累計額を控除した地方公共団体出資等の純額に一定の利率を乗じて計算する。(以下省略)</p>	<p>(2) 政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用は、資本金のうち政府出資金及び地方公共団体出資金の合計額に「第80 運営費交付金の会計処理」、「第81 施設費の会計処理」及び「第82 補助金等の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、「第86 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却累計額(目的積立金を財源として取得した償却資産に係る損益外減価償却累計額を除く。)、損益外減損失累計額を控除した政府出資及び地方公共団体出資等の純額に一定の利率を乗じて計算する。(以下省略)</p>	<p>(2) 政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用は、資本金のうち政府出資金及び地方公共団体出資金の合計額に「第81 運営費交付金の会計処理」、「第82 施設費の会計処理」及び「第83 補助金等の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却累計額(目的積立金を財源として取得した償却資産に係る損益外減価償却累計額を除く。)、損益外減損失累計額及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却累計額及び損益外利息費用累計額を控除した政府出資及び地方公共団体出資等の純額に一定の利率を乗じて計算する。(以下省略)</p>
<p>第76 附属明細書 地方独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注46)</p> <p>(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第84 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）の明細並びに減損損失累計額</p> <p>(2)～(6) (省略) (新設)</p> <p>(7) 保証債務の明細 (8) 資本金及び資本剰余金の明細 (9) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細 (10) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細 (11) 地方公共団体等からの財源措置の明細 (12) 役員及び職員の給与の明細 (13) 開示すべきセグメント情報 (14) 業務費及び一般管理費の明細（公立大学法人に限る。） (15) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細</p>	<p>第77 附属明細書 地方独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注49)</p> <p>(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第88 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）の明細並びに減損損失累計額</p> <p>(2)～(6) (省略) (7) 資産除去債務の明細</p> <p>(8) 保証債務の明細 (9) 資本金及び資本剰余金の明細 (10) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細 (11) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細 (12) 地方公共団体等からの財源措置の明細 (13) 役員及び職員の給与の明細 (14) 開示すべきセグメント情報 (15) 業務費及び一般管理費の明細（公立大学法人に限る。） (16) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細</p>	<p>第78 附属明細書 独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注50)</p> <p>(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第86 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）の明細並びに減損損失累計額</p> <p>(2)～(6) (省略) (新設)</p> <p>(7) 法令に基づく引当金等の明細 (8) 保証債務の明細 (9) 資本金及び資本剰余金の明細 (10) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細 (11) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細 (12) 国等からの財源措置の明細 (13) 役員及び職員の給与の明細 (14) 開示すべきセグメント情報</p> <p>(15) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細</p>	<p>第79 附属明細書 独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注53)</p> <p>(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）の明細並びに減損損失累計額</p> <p>(2)～(6) (省略) (7) 資産除去債務の明細 (8) 法令に基づく引当金等の明細 (9) 保証債務の明細 (10) 資本金及び資本剰余金の明細 (11) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細 (12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細 (13) 国等からの財源措置の明細 (14) 役員及び職員の給与の明細 (15) 開示すべきセグメント情報</p> <p>(16) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細</p>

地方独立行政法人会計基準及び注解（一般型）		（参考）独立行政法人会計基準及び注解	
現行	改訂案	改訂前	改訂後
(新設)	<p>第88 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理</p> <p>地方独立行政法人が保有する有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用等（「第37 資産除去債務に係る会計処理」において定める資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額をいう。以下同じ。）のうち、当該費用に対応すべき収益の獲得が予定されていないものとして特定された除去費用等については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。（注61）</p> <p>&lt;注61&gt;特定の除去費用等の会計処理について</p> <p>1 業務の財源を運営費交付金等に依存する地方独立行政法人においては、除去費用等の発生期間における当該費用については、通常は運営費交付金等の算定対象とはならず、また、運営費交付金等に基づく収益以外の収益によって充当することも必ずしも予定されていない。このような除去費用等については、各期間に対応させるべき収益が存在するものではなく、また、地方独立行政法人の運営責任という観点からも、その範囲外にあると考えることもできる。このため、このような除去費用等は損益計算上の費用には計上せず、地方独立行政法人の資本剰余金を直接減額することによって処理するものとする。この取扱いは、資産除去債務の負債計上時までに別途特定された除去費用等に限り行うものとする。</p> <p>2 貸借対照表の資本剰余金の区分においては、「第88 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」に基づく除去費用に係る減価償却の費用配分額は損益外減価償却相当額の累計額を、時の経過による資産除去債務の調整額は損益外利息費用相当額の累計額をそれぞれ表示しなければならない。</p> <p>3 当該特定された除去費用等については、資産除去の実行時において、その実際の発生額を損益計算書上の費用に計上するものとする。</p>	(新設)	<p>第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理</p> <p>独立行政法人が保有する有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用等（「第39 資産除去債務に係る会計処理」において定める資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額をいう。以下同じ。）のうち、当該費用に対応すべき収益の獲得が予定されていないものとして特定された除去費用等については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。（注68）</p> <p>&lt;注68&gt;特定の除去費用等の会計処理について</p> <p>1 業務の財源を運営費交付金等に依存する独立行政法人においては、除去費用等の発生期間における当該費用については、通常は運営費交付金等の算定対象とはならず、また、運営費交付金等に基づく収益以外の収益によって充当することも必ずしも予定されていない。このような除去費用等については、各期間に対応させるべき収益が存在するものではなく、また、独立行政法人の運営責任という観点からも、その範囲外にあると考えることもできる。このため、このような除去費用等は損益計算上の費用には計上せず、独立行政法人の資本剰余金を直接減額することによって処理するものとする。この取扱いは、資産除去債務の負債計上時までに別途特定された除去費用等に限り行うものとする。</p> <p>2 貸借対照表の資本剰余金の区分においては、「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」に基づく除去費用に係る減価償却の費用配分額は損益外減価償却相当額の累計額を、時の経過による資産除去債務の調整額は損益外利息費用相当額の累計額をそれぞれ表示しなければならない。</p> <p>3 当該特定された除去費用等については、資産除去の実行時において、その実際の発生額を損益計算書上の費用に計上するものとする。</p>

地方独立行政法人会計基準及び注解（一般型）		（参考）独立行政法人会計基準及び注解	
現行	改訂案	改訂前	改訂後
<b>4. 地方独立行政法人及び持分法適用会社の会計処理の統一</b>			
<p>第95 会計処理の原則及び手続</p> <p>1 同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、地方独立行政法人及び<u>特定関連会社</u>が採用する会計処理の原則及び手続は、「第11節 地方独立行政法人固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として独立行政法人の会計処理に統一しなければならない。（注63）</p> <p>2 会計処理の原則及び手続で地方独立行政法人及び<u>特定関連会社</u>との間で特に異なるものがあるときは、その概要を注記しなければならない。</p> <p>&lt;注63&gt;会計処理の統一について</p> <p>1 資産の評価方法及び固定資産の減価償却の方法についても、本来統一することが望ましいが、事務処理に多大の時間と労力を要するため、統一が困難な場合には、統一をしないことができる。</p> <p>2 <u>特定関連会社</u>に対する地方独立行政法人の出資が、当該<u>特定関連会社</u>が行う研究開発事業等に要する資金の供給として他の民間会社と共同して実施される場合であって、当該<u>特定関連会社</u>が、当該他の民間会社の持分法適用会社に該当するため、当該<u>特定関連会社</u>の会計処理が当該他の民間会社の会計処理に統一されており、地方独立行政法人の会計処理に統一することが困難な場合等合理的理由がある場合には、関係法人集団の財政状態及び運営状況に関する住民その他の利害関係者の判断を誤らせない限りにおいて、会計処理の統一を行わないことができる。</p> <p>3 上記の場合においては、会計処理の統一が困難な理由、統一されていない会計処理の概要を注記しなければならない。</p>	<p>第97 会計処理の原則及び手続</p> <p>1 同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、地方独立行政法人及び<u>関係会社</u>が採用する会計処理の原則及び手続は、「第11節 地方独立行政法人固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として独立行政法人の会計処理に統一しなければならない。（注67）</p> <p>2 会計処理の原則及び手続で地方独立行政法人及び<u>関係会社</u>との間で特に異なるものがあるときは、その概要を注記しなければならない。</p> <p>&lt;注67&gt;会計処理の統一について</p> <p>1 資産の評価方法及び固定資産の減価償却の方法についても、本来統一することが望ましいが、事務処理に多大の時間と労力を要するため、統一が困難な場合には、統一をしないことができる。</p> <p>2 <u>関係会社</u>に対する地方独立行政法人の出資が、当該<u>関係会社</u>が行う研究開発事業等に要する資金の供給として他の民間会社と共同して実施される場合であって、当該<u>関係会社</u>が、当該他の民間会社の持分法適用会社に該当するため、当該<u>関係会社</u>の会計処理が当該他の民間会社の会計処理に統一されており、地方独立行政法人の会計処理に統一することが困難な場合等合理的理由がある場合には、関係法人集団の財政状態及び運営状況に関する住民その他の利害関係者の判断を誤らせない限りにおいて、会計処理の統一を行わないことができる。</p> <p>3 上記の場合においては、会計処理の統一が困難な理由、統一されていない会計処理の概要を注記しなければならない。</p>	<p>第105 会計処理の原則及び手続</p> <p>1 同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、独立行政法人及び<u>特定関連会社</u>が採用する会計処理の原則及び手続は、「第11章 独立行政法人固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として独立行政法人の会計処理に統一しなければならない。（注76）</p> <p>2 会計処理の原則及び手続で独立行政法人及び<u>特定関連会社</u>との間で特に異なるものがあるときは、その概要を注記しなければならない。</p> <p>&lt;注76&gt;会計処理の統一について</p> <p>1 資産の評価方法及び固定資産の減価償却の方法についても、本来統一することが望ましいが、事務処理に多大の時間と労力を要するため、統一が困難な場合には、統一をしないことができる。</p> <p>2 <u>特定関連会社</u>に対する独立行政法人の出資が、当該<u>特定関連会社</u>が行う研究開発事業等に要する資金の供給として他の民間会社と共同して実施される場合であって、当該<u>特定関連会社</u>が、当該他の民間会社の持分法適用会社に該当するため、当該<u>特定関連会社</u>の会計処理が当該他の民間会社の会計処理に統一されており、独立行政法人の会計処理に統一することが困難な場合等合理的理由がある場合には、関係法人集団の財政状態及び運営状況に関する国民その他の利害関係者の判断を誤らせない限りにおいて、会計処理の統一を行わないことができる。</p> <p>3 上記の場合においては、会計処理の統一が困難な理由、統一されていない会計処理の概要を注記しなければならない。</p>	<p>第109 会計処理の原則及び手続</p> <p>1 同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、独立行政法人及び<u>関係会社</u>が採用する会計処理の原則及び手続は、「第11章 独立行政法人固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として独立行政法人の会計処理に統一しなければならない。（注85）</p> <p>2 会計処理の原則及び手続で独立行政法人及び<u>関係会社</u>との間で特に異なるものがあるときは、その概要を注記しなければならない。</p> <p>&lt;注85&gt;会計処理の統一について</p> <p>1 資産の評価方法及び固定資産の減価償却の方法についても、本来統一することが望ましいが、事務処理に多大の時間と労力を要するため、統一が困難な場合には、統一をしないことができる。</p> <p>2 <u>関係会社</u>に対する独立行政法人の出資が、当該<u>関係会社</u>が行う研究開発事業等に要する資金の供給として他の民間会社と共同して実施される場合であって、当該<u>関係会社</u>が、当該他の民間会社の持分法適用会社に該当するため、当該<u>関係会社</u>の会計処理が当該他の民間会社の会計処理に統一されており、独立行政法人の会計処理に統一することが困難な場合等合理的理由がある場合には、関係法人集団の財政状態及び運営状況に関する国民その他の利害関係者の判断を誤らせない限りにおいて、会計処理の統一を行わないことができる。</p> <p>3 上記の場合においては、会計処理の統一が困難な理由、統一されていない会計処理の概要を注記しなければならない。</p>
<p>第116 連結財務諸表の注記</p> <p>連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。</p> <p>(1)～(2)（省略）</p>	<p>第118 連結財務諸表の注記</p> <p>連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。</p> <p>(1)～(2)（省略）</p>	<p>第128 連結財務諸表の注記</p> <p>連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。</p> <p>(1)～(2)（省略）</p>	<p>第132 連結財務諸表の注記</p> <p>連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。</p> <p>(1)～(2)（省略）</p>

地方独立行政法人会計基準及び注解（一般型）		（参考）独立行政法人会計基準及び注解	
現行	改訂案	改訂前	改訂後
<p>(3) 会計処理の原則及び手続等 ア（省略） イ <u>特定関連会社</u>の採用する会計処理の原則及び手続で地方独立行政法人及び<u>特定関連会社</u>との間で特に異なるものがあるときは、その概要（以下省略）</p>	<p>(3) 会計処理の原則及び手続等 ア（省略） イ <u>関係会社</u>の採用する会計処理の原則及び手続で地方独立行政法人及び<u>関係会社</u>との間で特に異なるものがあるときは、その概要（以下省略）</p>	<p>(3) 会計処理の原則及び手続等 ア（省略） イ <u>特定関連会社</u>の採用する会計処理の原則及び手続で独立行政法人及び<u>特定関連会社</u>との間で特に異なるものがあるときは、その概要（以下省略）</p>	<p>(3) 会計処理の原則及び手続等 ア（省略） イ <u>関係会社</u>の採用する会計処理の原則及び手続で独立行政法人及び<u>関係会社</u>との間で特に異なるものがあるときは、その概要（以下省略）</p>
<b>5. 連結損益計算書における表示区分の追加（少数株主損益調整前当期純利益の表示）</b>			
<p>第107 表示区分 1 連結損益計算書は、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならない。 経常損益計算の区分は、連結法人の業務活動から生じた費用及び収益等を記載して経常損益を表示するものとする。 純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、臨時利益及び臨時損失を記載して税金等調整前当期純利益を表示し、これに法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額及び少数株主持分損益を加減して当期純損益を表示するものとする。 純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等を表示し、当期総利益を表示するものとする。 2（省略）</p>	<p>第109 表示区分 1 連結損益計算書は、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならない。 経常損益計算の区分は、連結法人の業務活動から生じた費用及び収益等を記載して経常損益を表示するものとする。 純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、臨時利益及び臨時損失を記載して税金等調整前当期純利益を表示し、これに法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額を加減して、<u>少数株主損益調整前当期純利益</u>を表示する。これに、<u>少数株主持分損益</u>を加減して当期純損益を表示するものとする。 純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等を表示し、当期総利益を表示するものとする。 2（省略）</p>	<p>第119 表示区分 1 連結損益計算書は、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならない。 経常損益計算の区分は、連結法人の業務活動から生じた費用及び収益等を記載して経常損益を表示するものとする。 純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、臨時利益及び臨時損失を記載して税金等調整前当期純利益を表示し、これに法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額及び少数株主持分損益を加減して当期純損益を表示するものとする。 純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等を表示し、当期総利益を表示するものとする。 2（省略）</p>	<p>第123 表示区分 1 連結損益計算書は、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならない。 経常損益計算の区分は、連結法人の業務活動から生じた費用及び収益等を記載して経常損益を表示するものとする。 純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、臨時利益及び臨時損失を記載して税金等調整前当期純利益を表示し、これに法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額を加減して、<u>少数株主損益調整前当期純利益</u>を表示する。これに、<u>少数株主持分損益</u>を加減して当期純損益を表示するものとする。 純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等を表示し、当期総利益を表示するものとする。 2（省略）</p>
<b>6. リース取引に関する会計基準の改正に伴う注解事項記載の削除</b>			
<p>第29 リース資産の会計処理 ＜注21＞リース<u>資産</u>の表示方法について 1 ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借り手が、当該契約に基づき使用する物件(以下「リース物件」という。)からもたらされる経済的便益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。</p>	<p>第29 リース資産の会計処理 ＜注21＞リース<u>取引</u>について 1 ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借り手が、当該契約に基づき使用する物件(以下「リース物件」という。)からもたらされる経済的便益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。</p>	<p>第33 リース資産の会計処理 ＜注25＞リース<u>資産</u>の表示方法について 1 ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借り手が、当該契約に基づき使用する物件(以下「リース物件」という。)からもたらされる経済的便益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。</p>	<p>第33 リース資産の会計処理 ＜注25＞リース<u>取引</u>について 1 ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借り手が、当該契約に基づき使用する物件(以下「リース物件」という。)からもたらされる経済的便益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。</p>

地方独立行政法人会計基準及び注解（一般型）		（参考）独立行政法人会計基準及び注解	
現行	改訂案	改訂前	改訂後
<p>2 地方独立行政法人におけるファイナンス・リース取引の会計基準については、地方独立行政法人が公共性等共通の性格を持ち、一の統一した制度の下に存在するものであって、その比較可能性を考慮した場合、企業会計原則では認められている「通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理」を選択的に認めることは適切ではないことから、通常の売買取引に係る方法に準じた処理を行うものとする。</p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>2 独立行政法人におけるファイナンス・リース取引の会計基準については、独立行政法人が公共性等共通の性格を持ち、一の統一した制度の下に存在するものであって、その比較可能性を考慮した場合、企業会計原則では認められている「通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理」を選択的に認めることは適切ではないことから、通常の売買取引に係る方法に準じた処理を行うものとする。</p>	<p><u>(削除)</u></p>

(注) 上記のほか、基準及び注解の新設により、それ以降の基準番号等を繰り下げる。

「地方独立行政法人会計基準」及び「注解」の改訂案 新旧対照表【公営企業型】

地方独立行政法人会計基準及び注解（公営企業型）		（参考）独立行政法人会計基準及び注解	
現行	改訂案	改訂前	改訂後
<p>1. 金融商品の時価等の開示に関する注記 2. 賃貸等不動産の時価等の開示に関する注記</p>			
<p>第76 注記 1 (省略) 2 重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載するものとする。その他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。 (注49) (注50) (注51) <u>(新設)</u>  <u>(新設)</u></p>	<p>第77 注記 1 (省略) 2 重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載するものとする。その他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。 (注53) (注54) (注55) <u>(注56)</u> (注57) <u>&lt;注56&gt;金融商品の時価等に関する注記</u> <u>保有する金融商品については、期末の時価等について注記する。</u> <u>&lt;注57&gt;賃貸等不動産の時価等に関する注記</u> <u>賃貸等不動産を保有している場合には、期末の時価等について注記する。</u></p>	<p>第79 注記 1 (省略) 2 重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載するものとする。その他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。 (注51) (注52) (注53) (注54) <u>(新設)</u>  <u>(新設)</u></p>	<p>第80 注記 1 (省略) 2 重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載するものとする。その他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。 (注54) (注55) (注56) (注57) <u>(注58)</u> (注59) <u>&lt;注58&gt;金融商品の時価等に関する注記</u> <u>保有する金融商品については、期末の時価等について注記する。</u> <u>&lt;注59&gt;賃貸等不動産の時価等に関する注記</u> <u>賃貸等不動産を保有している場合には、期末の時価等について注記する。</u></p>
<p>3. 資産除去債務の会計処理</p>			
<p>第15 固定負債 次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。 (注11) <u>(新設)</u>  (10) その他の負債で流動負債に属しないもの</p>	<p>第15 固定負債 次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。 (注11) (10) <u>資産除去債務。ただし、流動負債として計上されるものを除く。</u> (11) その他の負債で流動負債に属しないもの</p>	<p>第16 固定負債 次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。 (注9) <u>(新設)</u>  (9) その他の負債で流動負債に属しないもの</p>	<p>第16 固定負債 次に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。 (注9) (9) <u>資産除去債務。ただし、流動負債として計上されるものを除く。</u> (10) その他の負債で流動負債に属しないもの</p>
<p>第16 流動負債 次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。 (注12) (注13) (注14) (1)～(14) (省略) <u>(新設)</u>  (15) その他の負債で一年以内に支払又は返済されると認められるもの</p>	<p>第16 流動負債 次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。 (注12) (注13) (注14) (1)～(14) (省略) (15) <u>資産除去債務で一年以内に履行が見込まれるもの</u> (16) その他の負債で一年以内に支払又は返済されると認められるもの</p>	<p>第15 流動負債 次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。 (注9) (1)～(13) (省略) <u>(新設)</u>  (14) その他の負債で一年以内に支払又は返済されると認められるもの</p>	<p>第15 流動負債 次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。 (注9) (1)～(13) (省略) (14) <u>資産除去債務で一年以内に履行が見込まれるもの</u> (15) その他の負債で一年以内に支払又は返済されると認められるもの</p>
<p>第21 費用の定義 &lt;注17&gt;公営企業型地方独立行政法人の費用の定義から除かれる事例について</p>	<p>第21 費用の定義 &lt;注17&gt;公営企業型地方独立行政法人の費用の定義から除かれる事例について</p>	<p>第20 費用の定義 &lt;注14&gt;独立行政法人の費用の定義から除かれる事例について</p>	<p>第20 費用の定義 &lt;注14&gt;独立行政法人の費用の定義から除かれる事例について</p>

地方独立行政法人会計基準及び注解（公営企業型）		（参考）独立行政法人会計基準及び注解	
現行	改訂案	改訂前	改訂後
<p>資本取引として公営企業型地方独立行政法人の費用から除外されるものの例は、以下のとおり。</p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>資本取引として公営企業型地方独立行政法人の費用から除外されるものの例は、以下のとおり。</p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p>(4) <u>「第88 特定施設である有形固定資産の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額</u></p>	<p>資本取引として独立行政法人の費用から除外されるものの例は、以下のとおり。</p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>資本取引として独立行政法人の費用から除外されるものの例は、以下のとおり。</p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p>(4) <u>「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額</u></p>
<p>第24 行政サービス実施コスト</p> <p>次に掲げるコストは、行政サービス実施コストに属するものとする。</p> <p>(1)～(4)（省略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>第24 行政サービス実施コスト</p> <p>次に掲げるコストは、行政サービス実施コストに属するものとする。</p> <p>(1)～(4)（省略）</p> <p>(5) <u>「第88 特定施設である有形固定資産の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額</u></p>	<p>第24 行政サービス実施コスト</p> <p>次に掲げるコストは、行政サービス実施コストに属するものとする。</p> <p>(1)～(6)（省略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>第24 行政サービス実施コスト</p> <p>次に掲げるコストは、行政サービス実施コストに属するものとする。</p> <p>(1)～(6)（省略）</p> <p>(7) <u>「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額</u></p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p>第37 <u>資産除去債務に係る会計処理</u></p> <p>1 <u>資産除去債務は、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって発生した時に負債として計上する。なお、資産除去債務の発生時に、当該債務の金額を合理的に見積もることができない場合には、これを計上せず、当該債務額を合理的に見積もることができるようになった時点で負債として計上するものとする。（注36）（注37）（注38）</u></p> <p>2 <u>資産除去債務はそれが発生した時に、有形固定資産の除去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、割引後の金額（割引価値）で算定する。</u></p> <p>3 <u>資産除去債務に対応する除去費用は、資産除去債務を負債として計上した時に、当該負債の計上額と同額を、関連する有形固定資産の帳簿価額に加える。資産計上された資産除去債務に対応する除去費用は、減価償却を通じて、当該有形固定資産の残存耐用年数にわたり、各期に費用配分するものとする。</u></p> <p>4 <u>時の経過による資産除去債務の調整額は、その発生時の費用として処理する。当該調整額は、期首の負債の帳簿価額に当初負債計上時の割引率を乗じて算定するものとする。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>	<p>第39 <u>資産除去債務に係る会計処理</u></p> <p>1 <u>資産除去債務は、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって発生した時に負債として計上する。なお、資産除去債務の発生時に、当該債務の金額を合理的に見積もることができない場合には、これを計上せず、当該債務額を合理的に見積もることができるようになった時点で負債として計上するものとする。（注36）（注37）（注38）</u></p> <p>2 <u>資産除去債務はそれが発生した時に、有形固定資産の除去に要する割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、割引後の金額（割引価値）で算定する。</u></p> <p>3 <u>資産除去債務に対応する除去費用は、資産除去債務を負債として計上した時に、当該負債の計上額と同額を、関連する有形固定資産の帳簿価額に加える。資産計上された資産除去債務に対応する除去費用は、減価償却を通じて、当該有形固定資産の残存耐用年数にわたり、各期に費用配分するものとする。</u></p> <p>4 <u>時の経過による資産除去債務の調整額は、その発生時の費用として処理する。当該調整額は、期首の負債の帳簿価額に当初負債計上時の割引率を乗じて算定するものとする。</u></p>

地方独立行政法人会計基準及び注解（公営企業型）		（参考）独立行政法人会計基準及び注解	
現行	改訂案	改訂前	改訂後
	<p>&lt;注36&gt;資産除去債務について</p> <p>1 資産除去債務とは、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものをいう。この場合の法律上の義務及びそれに準ずるものには、有形固定資産を除去する義務のほか、有形固定資産の除去そのものは義務でなくとも、有形固定資産を除去する際に当該有形固定資産に使用されている有害物質等を法律等の要求による特別の方法で除去するという義務も含まれる。</p> <p>2 有形固定資産の除去とは、有形固定資産を用役提供から除外することをいう（一時的に除外する場合を除く。）。除去の具体的な態様としては、売却、廃棄、リサイクルその他の方法による処分等が含まれるが、転用や用途変更は含まれない。</p> <p>&lt;注37&gt;除去費用等の損益計算書上の表示について</p> <p>1 資産計上された資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額は、当該資産除去債務に関連する有形固定資産の減価償却費と同じ区分に含めて計上する。</p> <p>2 資産除去債務の履行時に認識される資産除去債務残高と資産除去債務の決済のために実際に支払われた額との差額は、原則として、当該資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額と同じ区分に含めて計上する。</p> <p>&lt;注38&gt;資産除去債務に係る注記について</p> <p>資産除去債務の会計処理に関連して、次の事項を注記する。</p> <p>(1) 資産除去債務の内容についての簡潔な説明</p> <p>(2) 支出発生までの見込期間、適用した割引率等の前提条件</p> <p>(3) 資産除去債務の総額の期中における増減内容</p> <p>(4) 資産除去債務の見積りを変更したときは、その変更の概要及び影響額</p>		<p>&lt;注36&gt;資産除去債務について</p> <p>1 資産除去債務とは、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものをいう。この場合の法律上の義務及びそれに準ずるものには、有形固定資産を除去する義務のほか、有形固定資産の除去そのものは義務でなくとも、有形固定資産を除去する際に当該有形固定資産に使用されている有害物質等を法律等の要求による特別の方法で除去するという義務も含まれる。</p> <p>2 有形固定資産の除去とは、有形固定資産を用役提供から除外することをいう（一時的に除外する場合を除く。）。除去の具体的な態様としては、売却、廃棄、リサイクルその他の方法による処分等が含まれるが、転用や用途変更は含まれない。</p> <p>&lt;注37&gt;除去費用等の損益計算書上の表示について</p> <p>1 資産計上された資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額は、当該資産除去債務に関連する有形固定資産の減価償却費と同じ区分に含めて計上する。</p> <p>2 資産除去債務の履行時に認識される資産除去債務残高と資産除去債務の決済のために実際に支払われた額との差額は、原則として、当該資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額と同じ区分に含めて計上する。</p> <p>&lt;注38&gt;資産除去債務に係る注記について</p> <p>資産除去債務の会計処理に関連して、次の事項を注記する。</p> <p>(1) 資産除去債務の内容についての簡潔な説明</p> <p>(2) 支出発生までの見込期間、適用した割引率等の前提条件</p> <p>(3) 資産除去債務の総額の期中における増減内容</p> <p>(4) 資産除去債務の見積りを変更したときは、その変更の概要及び影響額</p>

地方独立行政法人会計基準及び注解（公営企業型）		（参考）独立行政法人会計基準及び注解	
現行	改訂案	改訂前	改訂後
	(5) <u>資産除去債務は発生しているが、その債務を合理的に見積もることができないため、貸借対照表に資産除去債務を計上していない場合には、当該資産除去債務の概要、合理的に見積もることができない旨及びその理由</u>		(5) <u>資産除去債務は発生しているが、その債務を合理的に見積もることができないため、貸借対照表に資産除去債務を計上していない場合には、当該資産除去債務の概要、合理的に見積もることができない旨及びその理由</u>
<p>第54 負債の表示項目</p> <p>1 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(9) その他</p> <p>2 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。</p> <p>(1)～(15) (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(15)</u> その他</p>	<p>第55 負債の表示項目</p> <p>1 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (省略)</p> <p>(9) <u>資産除去債務</u></p> <p>(10) その他</p> <p>2 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。</p> <p>(1)～(14) (省略)</p> <p><u>(15) 資産除去債務</u></p> <p><u>(16)</u> その他</p>	<p>第56 負債の表示項目</p> <p>1 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。</p> <p>(1)～(14) (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(15) その他</p> <p>2 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(8)</u> その他</p>	<p>第57 負債の表示項目</p> <p>1 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。</p> <p>(1)～(14) (省略)</p> <p>(15) <u>資産除去債務</u></p> <p>(16) その他</p> <p>2 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p><u>(8) 資産除去債務</u></p> <p><u>(9)</u> その他</p>
<p>第55 純資産の表示項目</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 資本剰余金は、資本剰余金の総額を表示するとともに、「第84 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の損益外減価償却相当額の累計額又は公営企業型地方独立行政法人に適用させる固定資産の減損に係る会計基準「第15 特定施設である固定資産の減損に係る会計処理」を行うこととされた固定資産の損益外減損損失相当額の累計額を、それぞれ損益外減価償却累計額又は損益外減損損失累計額として控除して表示しなければならない。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>第56 純資産の表示項目</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 資本剰余金は、資本剰余金の総額を表示するとともに、「第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の損益外減価償却相当額の累計額又は公営企業型地方独立行政法人に適用させる固定資産の減損に係る会計基準「第15 特定施設である固定資産の減損に係る会計処理」を行うこととされた固定資産の損益外減損損失相当額の累計額及び「第88 特定施設である有形固定資産の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る損益外減価償却相当額の累計額及び損益外利息費用相当額の累計額を、それぞれ損益外減価償却累計額、損益外減損損失累計額及び損益外利息費用累計額として控除して表示しなければならない。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>第57 純資産の表示項目</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 資本剰余金は、資本剰余金の総額を表示するとともに、「第86 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の損益外減価償却相当額の累計額又は損益外減損損失相当額の累計額を、それぞれ損益外減価償却累計額又は損益外減損損失累計額として控除して表示しなければならない。(注40)</p> <p>(以下省略)</p>	<p>第58 純資産の表示項目</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 資本剰余金は、資本剰余金の総額を表示するとともに、「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の損益外減価償却相当額の累計額又は損益外減損損失相当額の累計額及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る損益外減価償却相当額の累計額及び損益外利息費用相当額の累計額を、それぞれ損益外減価償却累計額、損益外減損損失累計額及び損益外利息費用累計額として控除して表示しなければならない。(注43)</p> <p>(以下省略)</p>

地方独立行政法人会計基準及び注解（公営企業型）		（参考）独立行政法人会計基準及び注解	
現行	改訂案	改訂前	改訂後
<p>第56 貸借対照表の様式</p> <p>1 貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p>負債の部</p> <p>I 固定負債</p> <p>.....</p> <p>引当金</p> <p>退職給付引当金</p> <p>追加退職給付引当金</p> <p>(何)引当金</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>II 流動負債</p> <p>.....</p> <p>引当金</p> <p>(何)引当金</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>純資産の部</p> <p>II 資本剰余金</p> <p>資本剰余金</p> <p>損益外減価償却累計額(一)</p> <p>損益外減損損失累計額(一)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>資本剰余金合計</p>	<p>第57 貸借対照表の様式</p> <p>1 貸借対照表の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p>負債の部</p> <p>I 固定負債</p> <p>.....</p> <p>引当金</p> <p>退職給付引当金</p> <p>追加退職給付引当金</p> <p>(何)引当金</p> <p><u>資産除去債務</u></p> <p>II 流動負債</p> <p>.....</p> <p>引当金</p> <p>(何)引当金</p> <p><u>資産除去債務</u></p> <p>純資産の部</p> <p>II 資本剰余金</p> <p>資本剰余金</p> <p>損益外減価償却累計額(一)</p> <p>損益外減損損失累計額(一)</p> <p><u>損益外利息費用累計額(一)</u></p> <p>資本剰余金合計</p>	<p>第58 貸借対照表の様式</p> <p>負債の部</p> <p>I 流動負債</p> <p>.....</p> <p>引当金</p> <p>(何)引当金</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>II 固定負債</p> <p>.....</p> <p>引当金</p> <p>退職給付引当金</p> <p>追加退職給付引当金</p> <p>(何)引当金</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>純資産の部</p> <p>II 資本剰余金</p> <p>資本剰余金</p> <p>損益外減価償却累計額(一)</p> <p>損益外減損損失累計額(一)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>民間出えん金</p> <p>資本剰余金合計</p>	<p>第59 貸借対照表の様式</p> <p>負債の部</p> <p>I 流動負債</p> <p>.....</p> <p>引当金</p> <p>(何)引当金</p> <p><u>資産除去債務</u></p> <p>II 固定負債</p> <p>.....</p> <p>引当金</p> <p>退職給付引当金</p> <p>追加退職給付引当金</p> <p>(何)引当金</p> <p><u>資産除去債務</u></p> <p>純資産の部</p> <p>II 資本剰余金</p> <p>資本剰余金</p> <p>損益外減価償却累計額(一)</p> <p>損益外減損損失累計額(一)</p> <p><u>損益外利息費用累計額(一)</u></p> <p>民間出えん金</p> <p>資本剰余金合計</p>
<p>第64 表示区分</p> <p>&lt;注43&gt;投資活動によるキャッシュ・フローの区分について</p> <p>投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。</p> <p>(1)～(11) (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第65 表示区分</p> <p>&lt;注47&gt;投資活動によるキャッシュ・フローの区分について</p> <p>投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。</p> <p>(1)～(11) (省略)</p> <p><u>(12) 資産除去債務の履行による支出</u></p>	<p>第66 表示区分</p> <p>&lt;注45&gt;投資活動によるキャッシュ・フローの区分について</p> <p>1 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 (省略)</p>	<p>第67 表示区分</p> <p>&lt;注48&gt;投資活動によるキャッシュ・フローの区分について</p> <p>1 投資活動によるキャッシュ・フローの区分には、例えば、次のようなものが記載される。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p><u>(7) 資産除去債務の履行による支出</u></p> <p>2 (省略)</p>

地方独立行政法人会計基準及び注解（公営企業型）		（参考）独立行政法人会計基準及び注解	
現行	改訂案	改訂前	改訂後
<p>第66 キャッシュ・フロー計算書の様式</p> <p>1 キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>.....</p> <p>工事負担金等の精算による返還金の支出 <u>（新設）</u></p>	<p>第67 キャッシュ・フロー計算書の様式</p> <p>1 キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>.....</p> <p>工事負担金等の精算による返還金の支出 <u>資産除去債務の履行による支出</u></p>	<p>第68 キャッシュ・フロー計算書の様式</p> <p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>.....</p> <p>施設費の精算による返還金の支出 <u>（新設）</u></p>	<p>第69 キャッシュ・フロー計算書の様式</p> <p>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>.....</p> <p>施設費の精算による返還金の支出 <u>資産除去債務の履行による支出</u></p>
<p>第67 注記事項</p> <p>&lt;注46&gt;重要な非資金取引について</p> <p>キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。</p> <p>(1)～(4)（省略） <u>（新設）</u></p>	<p>第68 注記事項</p> <p>&lt;注49&gt;重要な非資金取引について</p> <p>キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。</p> <p>(1)～(4)（省略） <u>(5) 重要な資産除去債務の計上</u></p>	<p>第69 注記事項</p> <p>&lt;注48&gt;重要な非資金取引について</p> <p>キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。</p> <p>(1)～(3)（省略） <u>（新設）</u></p>	<p>第70 注記事項</p> <p>&lt;注51&gt;重要な非資金取引について</p> <p>キャッシュ・フロー計算書に注記すべき重要な非資金取引には、例えば、次のようなものがある。</p> <p>(1)～(3)（省略） <u>(4) 重要な資産除去債務の計上</u></p>
<p>第72 表示区分</p> <p>1 行政サービス実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、機会費用及び（控除）設立団体納付額に区分して表示しなければならない。</p> <p>2～4 （省略）</p>	<p>第73 表示区分</p> <p>1 行政サービス実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、<u>損益外利息費用相当額</u>、機会費用及び（控除）設立団体納付額に区分して表示しなければならない。</p> <p>2～4 （省略）</p>	<p>第75 表示区分</p> <p>1 行政サービス実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、引当外賞与見積額、引当外退職給付増加見積額、機会費用、（控除）法人税等及び国庫納付額に区分して表示しなければならない。</p> <p>（以下省略）</p>	<p>第76 表示区分</p> <p>1 行政サービス実施コスト計算書は、コストの発生原因ごとに、業務費用、損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、<u>損益外利息費用相当額</u>、引当外賞与見積額、引当外退職給付増加見積額、機会費用、（控除）法人税等及び国庫納付額に区分して表示しなければならない。</p> <p>（以下省略）</p>
<p>第73 行政サービス実施コスト計算書の様式</p> <p>1 行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p>I 業務費用</p> <p>.....</p> <p>II 損益外減価償却相当額</p> <p>III 損益外減損損失相当額 <u>（新設）</u></p> <p>IV 機会費用</p> <p>V （控除）設立団体納付額</p> <p>VI 行政サービス実施コスト</p>	<p>第74 行政サービス実施コスト計算書の様式</p> <p>1 行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。</p> <p>I 業務費用</p> <p>.....</p> <p>II 損益外減価償却相当額</p> <p>III 損益外減損損失相当額</p> <p>IV <u>損益外利息費用相当額</u></p> <p>V 機会費用</p> <p>VI （控除）設立団体納付額</p> <p>VII 行政サービス実施コスト</p>	<p>第76 行政サービス実施コスト計算書の様式</p> <p>I 業務費用</p> <p>.....</p> <p>II 損益外減価償却相当額</p> <p>III 損益外減損損失相当額 <u>（新設）</u></p> <p>IV 引当外賞与見積額</p> <p>V 引当外退職給付増加見積額</p> <p>VI 機会費用</p> <p>VII （控除）法人税等及び国庫納付額</p> <p>VIII 行政サービス実施コスト</p>	<p>第77 行政サービス実施コスト計算書の様式</p> <p>I 業務費用</p> <p>.....</p> <p>II 損益外減価償却相当額</p> <p>III 損益外減損損失相当額</p> <p>IV <u>損益外利息費用相当額</u></p> <p>V 引当外賞与見積額</p> <p>VI 引当外退職給付増加見積額</p> <p>VII 機会費用</p> <p>VIII （控除）法人税等及び国庫納付額</p> <p>IX 行政サービス実施コスト</p>

地方独立行政法人会計基準及び注解（公営企業型）		（参考）独立行政法人会計基準及び注解	
現行	改訂案	改訂前	改訂後
<p>第74 注記事項</p> <p>&lt;注47&gt;機会費用計算の注記について</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 地方公共団体出資の機会費用は、資本金のうち地方公共団体出資金の合計額に「第78 運営費負担金及び運営費交付金の会計処理」、「第79 特定施設費の会計処理」及び「第80 補助金等及び工事負担金等の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、「第84 特定施設である償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却累計額及び損益外減損損失累計額を控除した地方公共団体出資等の純額に一定の利率を乗じて計算する。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>第75 注記事項</p> <p>&lt;注50&gt;機会費用計算の注記について</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 地方公共団体出資の機会費用は、資本金のうち地方公共団体出資金の合計額に「第79 運営費負担金及び運営費交付金の会計処理」、「第80 特定施設費の会計処理」及び「第81 補助金等及び工事負担金等の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、「第85 特定施設である償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却累計額、<u>損益外減損損失累計額及び「第88 特定施設である有形固定資産の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却累計額及び損益外利息費用累計額を控除した地方公共団体出資等の純額に一定の利率を乗じて計算する。</u></p> <p>(以下省略)</p>	<p>第77 注記事項</p> <p>&lt;注49&gt;機会費用計算の注記について</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用は、資本金のうち政府出資金及び地方公共団体出資金の合計額に「第80 運営費交付金の会計処理」、「第81 施設費の会計処理」及び「第82 補助金等の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、「第86 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却累計額(目的積立金を財源として取得した償却資産に係る損益外減価償却累計額を除く。)、損益外減損損失累計額を控除した政府出資及び地方公共団体出資等の純額に一定の利率を乗じて計算する。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>第78 注記事項</p> <p>&lt;注52&gt;機会費用計算の注記について</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用は、資本金のうち政府出資金及び地方公共団体出資金の合計額に「第81 運営費交付金の会計処理」、「第82 施設費の会計処理」及び「第83 補助金等の会計処理」による会計処理を行った結果資本剰余金に計上された額を加算し、「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却累計額(目的積立金を財源として取得した償却資産に係る損益外減価償却累計額を除く。)、<u>損益外減損損失累計額及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却累計額及び損益外利息費用累計額を控除した政府出資及び地方公共団体出資等の純額に一定の利率を乗じて計算する。</u></p> <p>(以下省略)</p>
<p>第75 附属明細書</p> <p>公営企業型地方独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注48)</p> <p>(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第84 特定施設である償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細</p> <p>(2)～(7) (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(8) 保証債務の明細</p> <p>(9) 資本金及び資本剰余金の明細</p> <p>(10) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細</p> <p>(11) 運営費負担金債務及び運営費負担金収益の明細</p> <p>(12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細</p> <p>(13) 地方公共団体等からの財源措置の明細</p> <p>(14) 役員及び職員の給与の明細</p> <p>(15) 開示すべきセグメント情報</p>	<p>第76 附属明細書</p> <p>公営企業型地方独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注49)</p> <p>(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第85 特定施設である償却資産の減価に係る会計処理」及び「第88 特定施設である有形固定資産の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細</p> <p>(2)～(7) (省略)</p> <p>(8) <u>資産除去債務の明細</u></p> <p>(9) 保証債務の明細</p> <p>(10) 資本金及び資本剰余金の明細</p> <p>(11) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細</p> <p>(12) 運営費負担金債務及び運営費負担金収益の明細</p> <p>(13) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細</p> <p>(14) 地方公共団体等からの財源措置の明細</p> <p>(15) 役員及び職員の給与の明細</p> <p>(16) 開示すべきセグメント情報</p>	<p>第78 附属明細書</p> <p>独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注50)</p> <p>(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第86 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）の明細並びに減損損失累計額</p> <p>(2)～(6) (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(7) 法令に基づく引当金等の明細</p> <p>(8) 保証債務の明細</p> <p>(9) 資本金及び資本剰余金の明細</p> <p>(10) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細</p> <p>(11) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細</p> <p>(12) 国等からの財源措置の明細</p> <p>(13) 役員及び職員の給与の明細</p> <p>(14) 開示すべきセグメント情報</p>	<p>第79 附属明細書</p> <p>独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注53)</p> <p>(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）の明細並びに減損損失累計額</p> <p>(2)～(6) (省略)</p> <p>(7) <u>資産除去債務の明細</u></p> <p>(8) 法令に基づく引当金等の明細</p> <p>(9) 保証債務の明細</p> <p>(10) 資本金及び資本剰余金の明細</p> <p>(11) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細</p> <p>(12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細</p> <p>(13) 国等からの財源措置の明細</p> <p>(14) 役員及び職員の給与の明細</p> <p>(15) 開示すべきセグメント情報</p>

地方独立行政法人会計基準及び注解（公営企業型）		（参考）独立行政法人会計基準及び注解	
現行	改訂案	改訂前	改訂後
(16) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細	(17) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細	(15) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細	(16) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細
(新設)	<p>第88 特定施設である有形固定資産の除去費用等の会計処理</p> <p>公営企業型地方独立行政法人が保有する有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用等（「第37 資産除去債務に係る会計処理」において定める資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額をいう。以下同じ。）のうち、特定施設（「第16 流動負債」注解12に規定する特定施設をいう。）である有形固定資産の除去費用等については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。（注63）</p> <p>&lt;注63&gt; 特定施設である有形固定資産の除去費用等の会計処理について</p> <p>1 特定施設である有形固定資産の除去費用等については、各期間に対応させるべき収益が存在するものではなく、また、公営企業型地方独立行政法人の運営責任という観点からも、その範囲外にあると考えることもできる。このため、特定施設である有形固定資産の除去費用等は損益計算上の費用には計上せず、公営企業型地方独立行政法人の資本剰余金を直接減額することによって処理するものとする。</p> <p>2 貸借対照表の資本剰余金の区分においては、「第88 特定施設である固定資産の除去費用等の会計処理」に基づく除去費用に係る減価償却の費用配分額は損益外減価償却相当額の累計額を、時の経過による資産除去債務の調整額は損益外利息費用相当額の累計額をそれぞれ表示しなければならない。</p> <p>3 特定施設である有形固定資産の除去費用等については、資産除去の実行時において、その実際の発生額を損益計算書上の費用に計上するものとする。</p>	(新設)	<p>第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理</p> <p>独立行政法人が保有する有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用等（「第39 資産除去債務に係る会計処理」において定める資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額をいう。以下同じ。）のうち、当該費用に対応すべき収益の獲得が予定されていないものとして特定された除去費用等については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。（注68）</p> <p>&lt;注68&gt; 特定の除去費用等の会計処理について</p> <p>1 業務の財源を運営費交付金等に依存する独立行政法人においては、除去費用等の発生期間における当該費用については、通常は運営費交付金等の算定対象とはならず、また、運営費交付金等に基づく収益以外の収益によって充当することも必ずしも予定されていない。このような除去費用等については、各期間に対応させるべき収益が存在するものではなく、また、独立行政法人の運営責任という観点からも、その範囲外にあると考えることもできる。このため、このような除去費用等は損益計算上の費用には計上せず、独立行政法人の資本剰余金を直接減額することによって処理するものとする。この取扱いは、資産除去債務の負債計上時までに別途特定された除去費用等に限り行うものとする。</p> <p>2 貸借対照表の資本剰余金の区分においては、「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」に基づく除去費用に係る減価償却の費用配分額は損益外減価償却相当額の累計額を、時の経過による資産除去債務の調整額は損益外利息費用相当額の累計額をそれぞれ表示しなければならない。</p> <p>3 当該特定された除去費用等については、資産除去の実行時において、その実際の発生額を損益計算書上の費用に計上するものとする。</p>

地方独立行政法人会計基準及び注解（公営企業型）		（参考）独立行政法人会計基準及び注解	
現行	改訂案	改訂前	改訂後
<b>4. 地方独立行政法人及び持分法適用会社の会計処理の統一</b>			
<p>第100 会計処理の原則及び手続</p> <p>1 同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、公営企業型地方独立行政法人及び特定関連会社が採用する会計処理の原則及び手続は、「第11節 公営企業型地方独立行政法人固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として公営企業型地方独立行政法人の会計処理に統一しなければならない。（注69）</p> <p>2 会計処理の原則及び手続で公営企業型地方独立行政法人及び特定関連会社との間で特に異なるものがあるときは、その概要を注記しなければならない。</p> <p>&lt;注63&gt;会計処理の統一について</p> <p>1 資産の評価方法及び固定資産の減価償却の方法についても、本来統一することが望ましいが、事務処理に多大の時間と労力を要するため、統一が困難な場合には、統一をしないことができる。</p> <p>2 特定関連会社に対する公営企業型地方独立行政法人の出資が、当該特定関連会社が行う研究開発事業等に要する資金の供給として他の民間会社と共同して実施される場合であって、当該特定関連会社が、当該他の民間会社の持分法適用会社に該当するため、当該特定関連会社の会計処理が当該他の民間会社の会計処理に統一されており、公営企業型地方独立行政法人の会計処理に統一することが困難な場合等合理的理由がある場合には、関係法人集団の財政状態及び運営状況に関する住民その他の利害関係者の判断を誤らせない限りにおいて、会計処理の統一を行わないことができる。</p> <p>3 上記の場合においては、会計処理の統一が困難な理由、統一されていない会計処理の概要を注記しなければならない。</p>	<p>第102 会計処理の原則及び手続</p> <p>1 同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、公営企業型地方独立行政法人及び関係会社が採用する会計処理の原則及び手続は、「第11節 公営企業型地方独立行政法人固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として公営企業型地方独立行政法人の会計処理に統一しなければならない。（注73）</p> <p>2 会計処理の原則及び手続で公営企業型地方独立行政法人及び関係会社との間で特に異なるものがあるときは、その概要を注記しなければならない。</p> <p>&lt;注67&gt;会計処理の統一について</p> <p>1 資産の評価方法及び固定資産の減価償却の方法についても、本来統一することが望ましいが、事務処理に多大の時間と労力を要するため、統一が困難な場合には、統一をしないことができる。</p> <p>2 関係会社に対する公営企業型地方独立行政法人の出資が、当該関係会社が行う研究開発事業等に要する資金の供給として他の民間会社と共同して実施される場合であって、当該関係会社が、当該他の民間会社の持分法適用会社に該当するため、当該関係会社の会計処理が当該他の民間会社の会計処理に統一されており、公営企業型地方独立行政法人の会計処理に統一することが困難な場合等合理的理由がある場合には、関係法人集団の財政状態及び運営状況に関する住民その他の利害関係者の判断を誤らせない限りにおいて、会計処理の統一を行わないことができる。</p> <p>3 上記の場合においては、会計処理の統一が困難な理由、統一されていない会計処理の概要を注記しなければならない。</p>	<p>第105 会計処理の原則及び手続</p> <p>1 同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、独立行政法人及び特定関連会社が採用する会計処理の原則及び手続は、「第11章 独立行政法人固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として独立行政法人の会計処理に統一しなければならない。（注76）</p> <p>2 会計処理の原則及び手続で独立行政法人及び特定関連会社との間で特に異なるものがあるときは、その概要を注記しなければならない。</p> <p>&lt;注76&gt;会計処理の統一について</p> <p>1 資産の評価方法及び固定資産の減価償却の方法についても、本来統一することが望ましいが、事務処理に多大の時間と労力を要するため、統一が困難な場合には、統一をしないことができる。</p> <p>2 特定関連会社に対する独立行政法人の出資が、当該特定関連会社が行う研究開発事業等に要する資金の供給として他の民間会社と共同して実施される場合であって、当該特定関連会社が、当該他の民間会社の持分法適用会社に該当するため、当該特定関連会社の会計処理が当該他の民間会社の会計処理に統一されており、独立行政法人の会計処理に統一することが困難な場合等合理的理由がある場合には、関係法人集団の財政状態及び運営状況に関する国民その他の利害関係者の判断を誤らせない限りにおいて、会計処理の統一を行わないことができる。</p> <p>3 上記の場合においては、会計処理の統一が困難な理由、統一されていない会計処理の概要を注記しなければならない。</p>	<p>第109 会計処理の原則及び手続</p> <p>1 同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、独立行政法人及び関係会社が採用する会計処理の原則及び手続は、「第11章 独立行政法人固有の会計処理」に定めるものを除き、原則として独立行政法人の会計処理に統一しなければならない。（注85）</p> <p>2 会計処理の原則及び手続で独立行政法人及び関係会社との間で特に異なるものがあるときは、その概要を注記しなければならない。</p> <p>&lt;注85&gt;会計処理の統一について</p> <p>1 資産の評価方法及び固定資産の減価償却の方法についても、本来統一することが望ましいが、事務処理に多大の時間と労力を要するため、統一が困難な場合には、統一をしないことができる。</p> <p>2 関係会社に対する独立行政法人の出資が、当該関係会社が行う研究開発事業等に要する資金の供給として他の民間会社と共同して実施される場合であって、当該関係会社が、当該他の民間会社の持分法適用会社に該当するため、当該関係会社の会計処理が当該他の民間会社の会計処理に統一されており、独立行政法人の会計処理に統一することが困難な場合等合理的理由がある場合には、関係法人集団の財政状態及び運営状況に関する国民その他の利害関係者の判断を誤らせない限りにおいて、会計処理の統一を行わないことができる。</p> <p>3 上記の場合においては、会計処理の統一が困難な理由、統一されていない会計処理の概要を注記しなければならない。</p>
<p>第116 連結財務諸表の注記</p> <p>連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。</p> <p>(1)～(2)（省略）</p>	<p>第118 連結財務諸表の注記</p> <p>連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。</p> <p>(1)～(2)（省略）</p>	<p>第128 連結財務諸表の注記</p> <p>連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。</p> <p>(1)～(2)（省略）</p>	<p>第132 連結財務諸表の注記</p> <p>連結財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。</p> <p>(1)～(2)（省略）</p>

地方独立行政法人会計基準及び注解（公営企業型）		（参考）独立行政法人会計基準及び注解	
現行	改訂案	改訂前	改訂後
<p>(3) 会計処理の原則及び手続等 ア（省略） イ <u>特定関連会社</u>の採用する会計処理の原則及び手続で公営企業型地方独立行政法人及び<u>特定関連会社</u>との間で特に異なるものがあるときは、その概要 (以下省略)</p>	<p>(3) 会計処理の原則及び手続等 ア（省略） イ <u>関係会社</u>の採用する会計処理の原則及び手続で公営企業型独立行政法人及び<u>関係会社</u>との間で特に異なるものがあるときは、その概要 (以下省略)</p>	<p>(3) 会計処理の原則及び手続等 ア（省略） イ <u>特定関連会社</u>の採用する会計処理の原則及び手続で独立行政法人及び<u>特定関連会社</u>との間で特に異なるものがあるときは、その概要 (以下省略)</p>	<p>(3) 会計処理の原則及び手続等 ア（省略） イ <u>関係会社</u>の採用する会計処理の原則及び手続で独立行政法人及び<u>関係会社</u>との間で特に異なるものがあるときは、その概要 (以下省略)</p>
<p>5. 連結損益計算書における表示区分の追加（少数株主損益調整前当期純利益の表示）</p>			
<p>第113 表示区分 1 連結損益計算書は、営業損益計算、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならない。 営業損益計算は、当該連結法人の業務活動から生じた費用及び収益等を記載して、営業損益を表示するものとする。 経常損益計算の区分は、営業損益計算の結果を受けて、利息その他営業以外の原因から生ずる損益であって臨時損失に属さないものを記載して経常損益を表示するものとする。 純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、臨時利益及び臨時損失を記載して税金等調整前当期純利益を表示し、これに法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額及び少数株主持分損益を加減して当期純損益を表示するものとする。 純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等を表示し、当期総利益を表示するものとする。 2（省略）</p>	<p>第115 表示区分 1 連結損益計算書は、営業損益計算、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならない。 営業損益計算は、当該連結法人の業務活動から生じた費用及び収益等を記載して、営業損益を表示するものとする。 経常損益計算の区分は、営業損益計算の結果を受けて、利息その他営業以外の原因から生ずる損益であって臨時損失に属さないものを記載して経常損益を表示するものとする。 純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、臨時利益及び臨時損失を記載して税金等調整前当期純利益を表示し、これに法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額を加減して、<u>少数株主損益調整前当期純利益</u>を表示する。これに、少数株主持分損益を加減して当期純損益を表示するものとする。 純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等を表示し、当期総利益を表示するものとする。 2（省略）</p>	<p>第119 表示区分 1 連結損益計算書は、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならない。 経常損益計算の区分は、連結法人の業務活動から生じた費用及び収益等を記載して経常損益を表示するものとする。 純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、臨時利益及び臨時損失を記載して税金等調整前当期純利益を表示し、これに法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額及び少数株主持分損益を加減して当期純損益を表示するものとする。 純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等を表示し、当期総利益を表示するものとする。 2（省略）</p>	<p>第123 表示区分 1 連結損益計算書は、経常損益計算及び純損益計算の区分を設けなければならない。 経常損益計算の区分は、連結法人の業務活動から生じた費用及び収益等を記載して経常損益を表示するものとする。 純損益計算の区分は、経常損益計算の結果を受けて、臨時利益及び臨時損失を記載して税金等調整前当期純利益を表示し、これに法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額を加減して、<u>少数株主損益調整前当期純利益</u>を表示する。これに、少数株主持分損益を加減して当期純損益を表示するものとする。 純損益計算の結果を受けて、目的積立金取崩額等を表示し、当期総利益を表示するものとする。 2（省略）</p>

地方独立行政法人会計基準及び注解（公営企業型）		（参考）独立行政法人会計基準及び注解	
現行	改訂案	改訂前	改訂後
6. リース取引に関する会計基準の改正に伴う注解事項記載の削除			
<p>第29 リース資産の会計処理            &lt;注25&gt;リース資産の表示方法について</p> <p>1 ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借り手が、当該契約に基づき使用する物件(以下「リース物件」という。)からもたらされる経済的便益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。</p> <p>2 <u>公営企業型地方独立行政法人におけるファイナンス・リース取引の会計基準については、公営企業型地方独立行政法人が公共性等共通の性格を持ち、一の統一した制度の下に存在するものであって、「通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理」を選択的に認めることは適切ではないことから、通常の売買取引に係る方法に準じた処理を行うものとする。</u></p>	<p>第29 リース資産の会計処理            &lt;注25&gt;リース取引について</p> <p>1 ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借り手が、当該契約に基づき使用する物件(以下「リース物件」という。)からもたらされる経済的便益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>	<p>第33 リース資産の会計処理            &lt;注25&gt;リース資産の表示方法について</p> <p>1 ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借り手が、当該契約に基づき使用する物件(以下「リース物件」という。)からもたらされる経済的便益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。</p> <p>2 <u>独立行政法人におけるファイナンス・リース取引の会計基準については、独立行政法人が公共性等共通の性格を持ち、一の統一した制度の下に存在するものであって、その比較可能性を考慮した場合、企業会計原則では認められている「通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理」を選択的に認めることは適切ではないことから、通常の売買取引に係る方法に準じた処理を行うものとする。</u></p>	<p>第33 リース資産の会計処理            &lt;注25&gt;リース取引について</p> <p>1 ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借り手が、当該契約に基づき使用する物件(以下「リース物件」という。)からもたらされる経済的便益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>

(注) 上記のほか、基準及び注解の新設により、それ以降の基準番号等を繰り下げる。